

橋梁定期点検業務積算基準（レベル１点検・初回）

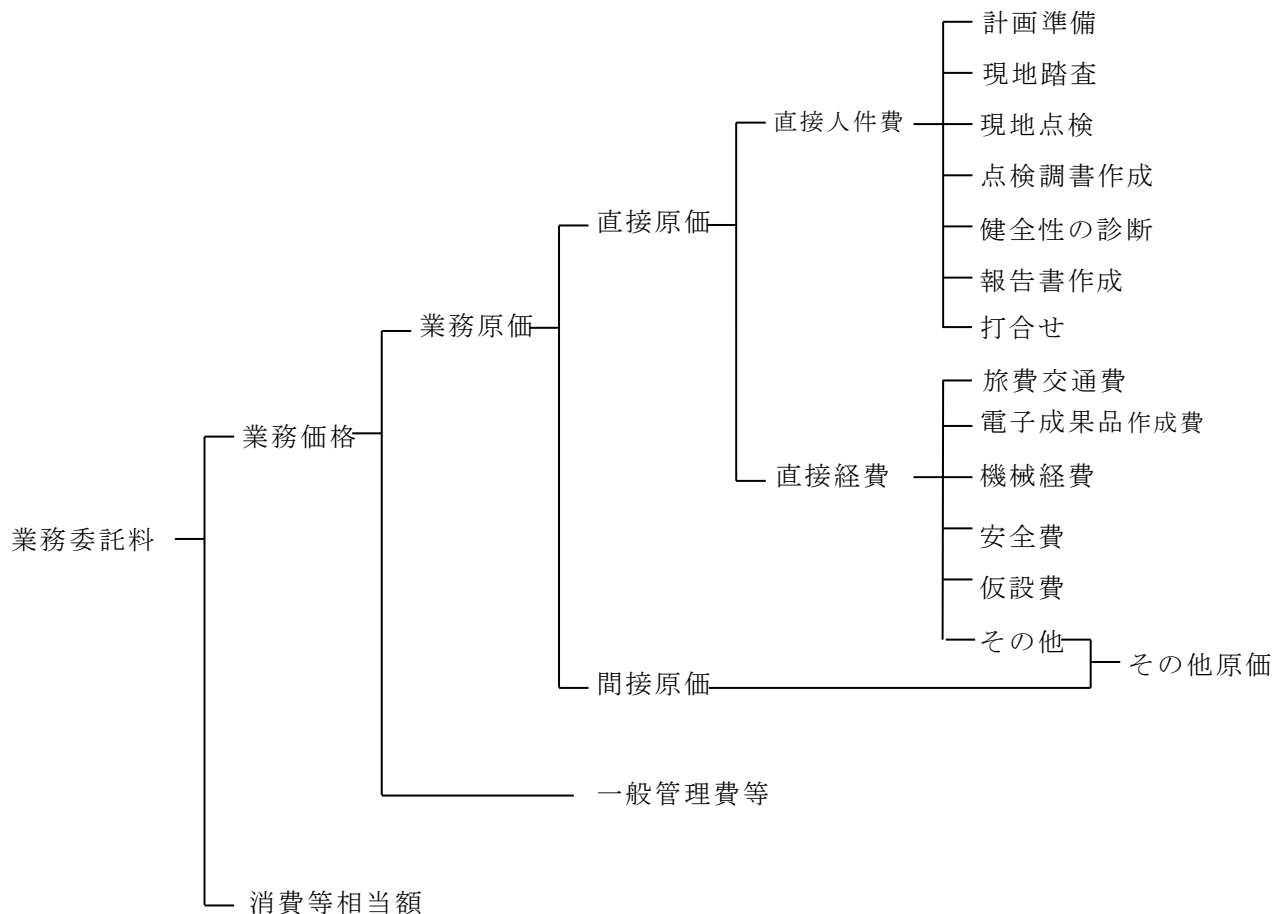
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和６年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（１）業務委託料の構成



（２）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（１）計画準備

ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。

イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。

ウ 業務計画書を作成する。

エ 関係機関との協議資料作成を含む。

（２）現地踏査

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

（３）現地点検

ア 定期点検は、橋梁点検員１名、点検補助員２名で行うことを基本とする。

イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。

ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の

作成を行う。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価

イ 損傷図

ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。

イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		1.00		1.00	1.00

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	2.50			2.50	

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋・10か所当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
上部工			6.50	6.50	6.50
下部工			2.00	2.00	2.00

(注1) 上部工(路上、路面、その他の工種を含む)の現地点検歩掛は、次式により点検面積 $A[m^2]$ 及び作業条件による補正を行うものとする。

(歩掛) = (標準歩掛) $\times \Sigma j$

$$\Sigma j = j_1 + j_2 + \cdots + j_m$$

$$j_m = 2 \times (\alpha \times A + \beta)$$

Σj : 上部工等の総補正係数

j_m : 橋梁ごとの補正係数(小数点第3位を四捨五入するものとする。)

A : 点検面積 $[m^2]$ $A = \text{橋長}[m] \times \text{全幅員(地覆外縁間距離)}[m]$

(小数点第2位を四捨五入するものとする。)

作業条件による補正係数 (α 、 β)

作業条件	α	β
地上(機材なし)	0.0010	0.25
梯子、点検用足場	0.0012	0.30
高所作業車、橋梁点検車	0.0013	0.30

(注2) 下部工(支承を含む)の現地点検歩掛は、次式により作業条件による補正を行うものとする。

(歩掛) = (標準歩掛) $\times \Sigma k$

$$\Sigma k = (k_1 \times n_1) + (k_2 \times n_2) + \cdots + (k_n \times n_n)$$

Σk : 下部等の総補正係数

k_n : 作業条件による補正係数

n_n : 橋梁ごとの下部工の箇所数

補正係数は、橋梁ごとに選択するものとし、下部工の点検に必要な作業条件のうち支配的な条件を選択するものとする。

なお、橋脚は1基につき1か所とし、橋台は2基で1か所として算出する。

作業条件による補正係数

作業条件	補正係数 (k_n)
地上(機材なし)	1.0
梯子、点検用足場	1.1
高所作業車、橋梁点検車	1.2

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			5.00	5.00	10.00

(注) 調書作成歩掛は、対象橋梁ごとに点検面積 $A [m^2]$ に応じた補正係数を標準歩掛に乗じて算出するものとする。

歩掛は、1 橋ごとに補正係数 γ を乗じた値の小数点第 3 位を四捨五入し、小数点第 2 位とした値を合計したものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma \gamma$$

$$\Sigma \gamma = \gamma_1 + \gamma_2 + \cdots + \gamma_n$$

$$\gamma_n = 0.5 + 0.002 \times A$$

$\Sigma \gamma$: 総補正係数

γ_n : 橋梁ごとの補正係数

A : 点検面積 $[m^2]$ $A = \text{橋長} [m] \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)} [m]$

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	5.00		5.00	5.00	

(6) 報告書作成 (1 業務当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.50	0.50	0.50

(注) 報告書作成歩掛は、標準歩掛に総点検面積 $A [m^2]$ に応じた補正係数を標準歩掛に乗じて算出するものとする。

$$\delta = 0.5 + 0.0002 \times \Sigma A$$

δ : 補正係数

ΣA : 総点検面積 $[m^2]$

A : 点検面積 $[m^2]$ $A = \text{橋長} [m] \times \text{全幅員 (地覆外縁間距離)} [m]$

(7) 打合せ (1 回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打 合 せ	着手時	0.50		0.50		
	中間	0.50		0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転 1 h 燃料消費量×T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転 1 h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1 日当たりの運転時間は、5 時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転 1 h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114(kW)

運転 1 h 燃料消費率 : 0.040(L/kW・h)

$114(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6(\text{L/h})$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、定期点検区間、

交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

地域区分については、基準書「第1編 第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

- (2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

橋梁定期点検業務積算基準（レベル１点検・２回目以降）

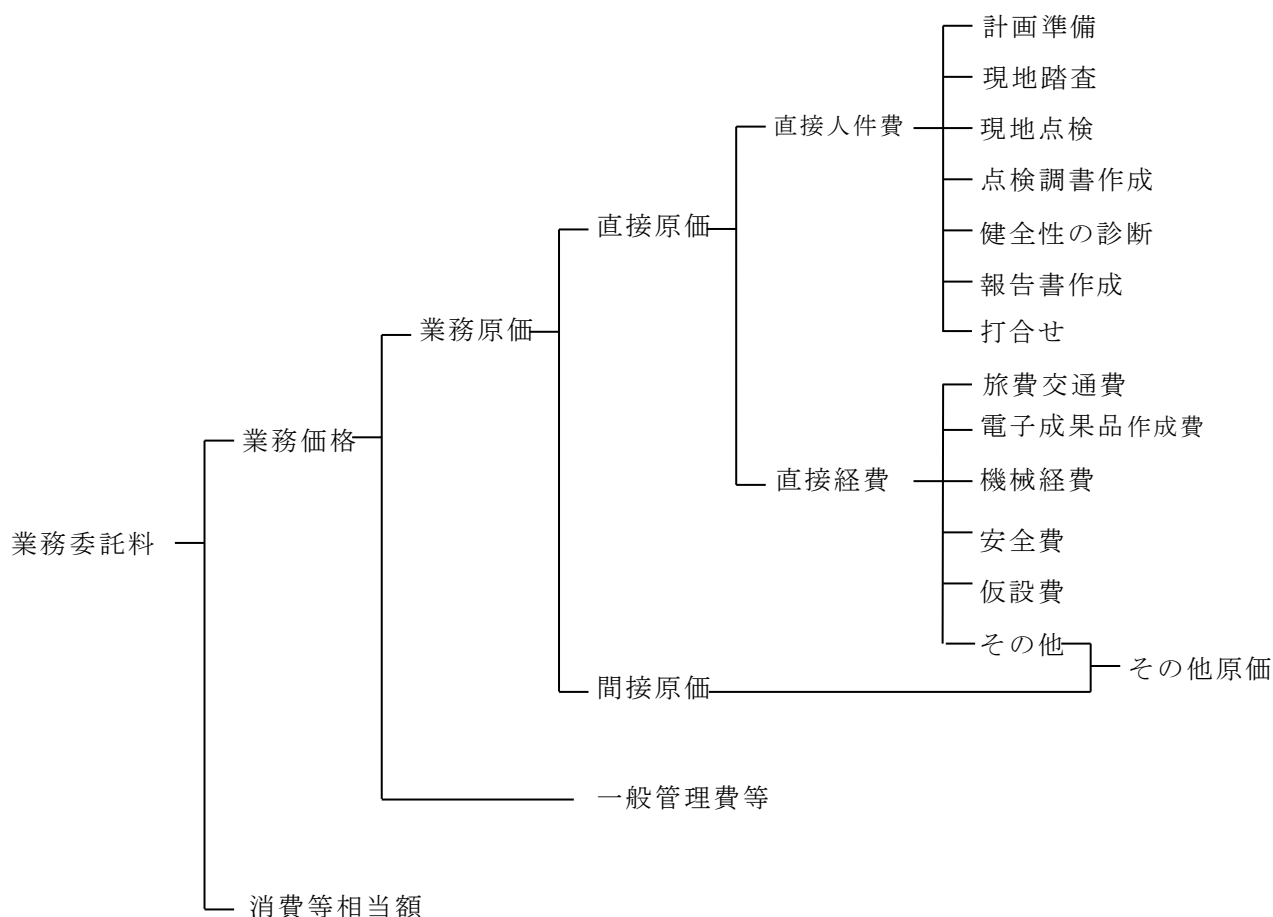
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和６年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（１）業務委託料の構成



（２）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（1）計画準備

- ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。
- イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。
- ウ 業務計画書を作成する。
- エ 関係機関との協議資料作成を含む。
- オ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（2）現地踏査

- ア 業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。
- イ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（3）現地点検

- ア 定期点検は、橋梁点検員1名、点検補助員2名で行うことを基本とする。
- イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

- また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の作成を行う。
- エ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

- ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- イ 損傷図
- ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

- ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。
- イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備

(10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		1.00		1.50	

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	2.00			2.00	

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋・10か所当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
上部工			6.00	6.00	6.00
下部工			1.80	1.80	1.80

(注1) 上部工(路上、路面、その他の工種を含む)の現地点検歩掛は、次式により点検面積 $A[m^2]$ 及び作業条件による補正を行うものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma j$$

$$\Sigma j = j_1 + j_2 + \cdots + j_m$$

$$j_m = 2 \times (\alpha \times A + \beta)$$

 Σj : 上部工等の総補正係数

 j_m : 橋梁ごとの補正係数(小数点第3位を四捨五入するものとする。)

 A : 点検面積 $[m^2]$ $A = \text{橋長}[m] \times \text{全幅員(地覆外縁間距離)}[m]$

(小数点第2位を四捨五入するものとする。)

作業条件による補正係数 (α 、 β)

作業条件	α	β
地上(機材なし)	0.0010	0.25
梯子、点検用足場	0.0012	0.30
高所作業車、橋梁点検車	0.0013	0.30

(注2) 下部工(支承を含む)の現地点検歩掛は、次式により作業条件による補正を行うものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma k$$

$$\Sigma k = (k_1 \times n_1) + (k_2 \times n_2) + \cdots + (k_n \times n_n)$$

 Σk : 下部等の総補正係数

 k_n : 作業条件による補正係数

 n_n : 橋梁ごとの下部工の箇所数

補正係数は、橋梁ごとに選択するものとし、下部工の点検に必要な作業条件のうち支配的な条件を選択するものとする。

なお、橋脚は1基につき1か所とし、橋台は2基で1か所として算出する。

作業条件による補正係数

作業条件	補正係数 (k _n)
地上 (機材なし)	1.0
梯子、点検用足場	1.1
高所作業車、橋梁点検車	1.2

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			5.00	5.00	10.00

(注) 調書作成歩掛は、対象橋梁ごとに点検面積A[m²]に応じた補正係数を標準歩掛に乗じて算出するものとする。

歩掛は、1橋ごとに補正係数 γ を乗じた値の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位とした値を合計したものとする。

$$(\text{歩掛}) = (\text{標準歩掛}) \times \Sigma \gamma$$

$$\Sigma \gamma = \gamma_1 + \gamma_2 + \dots + \gamma_n$$

$$\gamma_n = 0.5 + 0.002 \times A$$

$\Sigma \gamma$: 総補正係数

γ_n : 橋梁ごとの補正係数

A : 点検面積[m²] A = 橋長[m] × 全幅員 (地覆外縁間距離) [m]

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	5.00		5.00	5.00	

(6) 報告書作成 (1業務当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.50	0.50	0.50

(注) 報告書作成歩掛は、標準歩掛に総点検面積A[m²]に応じた補正係数を標準歩掛に乗じて算出するものとする。

$$\delta = 0.5 + 0.0002 \times \Sigma A$$

δ : 補正係数

ΣA : 総点検面積[m²]

A : 点検面積[m²] A = 橋長[m] × 全幅員 (地覆外縁間距離) [m]

(7) 打合せ

(1回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打 合 せ	着手時	0.50		0.50		
	中間	0.50		0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転1h 燃料消費量×T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転1h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1日当たりの運転時間は、5時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転1h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114(kW)

$$\begin{aligned} & \text{運転 1 h 燃料消費率 : } 0.040 (\text{L/kW} \cdot \text{h}) \\ & 114 (\text{kW}) \times 0.040 (\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6 (\text{L/h}) \end{aligned}$$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の（１）又は（２）により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとし、定期点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

- （１）交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

（注）地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を小数第１位（小数第２位を四捨五入）まで算出する。

地域区分については、基準書「第１編 第１章 第１節 測量業務積算基準 １－４－２ 変化率の積算 ２．地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

- （２）（１）によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

橋梁定期点検業務積算基準（レベル2点検・初回）

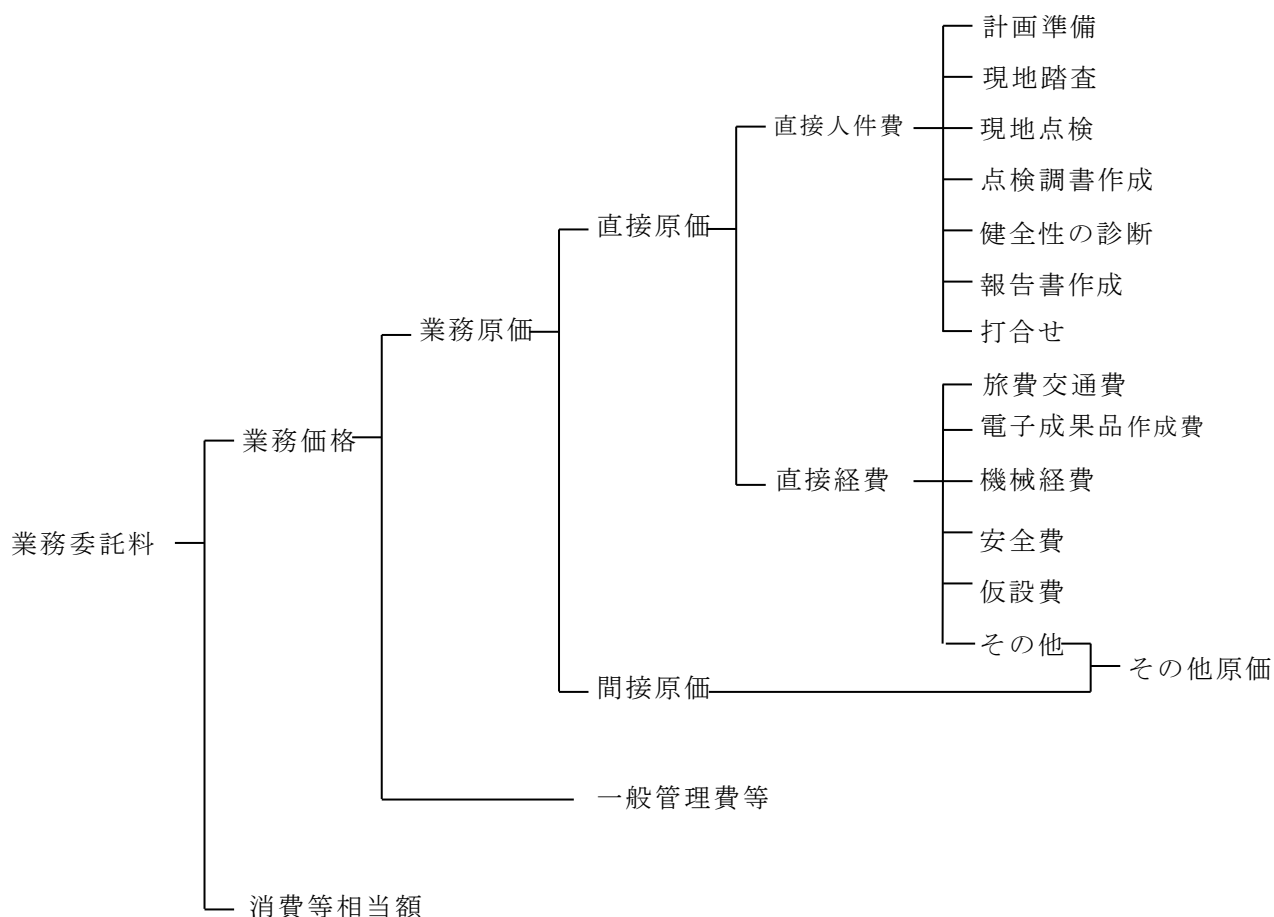
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和6年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（１）計画準備

ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。

イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。

ウ 業務計画書を作成する。

エ 関係機関との協議資料作成を含む。

（２）現地踏査

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

（３）現地点検

ア 定期点検は、橋梁点検員１名、点検補助員２名で行うことを基本とする。

イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。

ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の

作成を行う。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価

イ 損傷図

ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。

イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		0.30		0.30	

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	0.50				0.50

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地点検	2.50				5.00

(注) 現地点検は、上下部工一体で算出するものとし、作業条件による補正は、原則実施しないものとする。ただし、現場状況によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			0.60	3.10	3.10

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	0.60		0.60		1.90

(6) 報告書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.50		0.50

(7) 打合せ (1回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打 合 せ	着手時	0.50		0.50		
	中間		0.50	0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転 1 h 燃料消費量 × T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転 1 h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1 日当たりの運転時間は、5 時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転 1 h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114(kW)

運転 1 h 燃料消費率 : 0.040(L/kW・h)

$114(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6(\text{L/h})$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、定期点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全

費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

地域区分については、基準書「第1編 第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2)(1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

橋梁定期点検業務積算基準（レベル２点検・２回目以降）

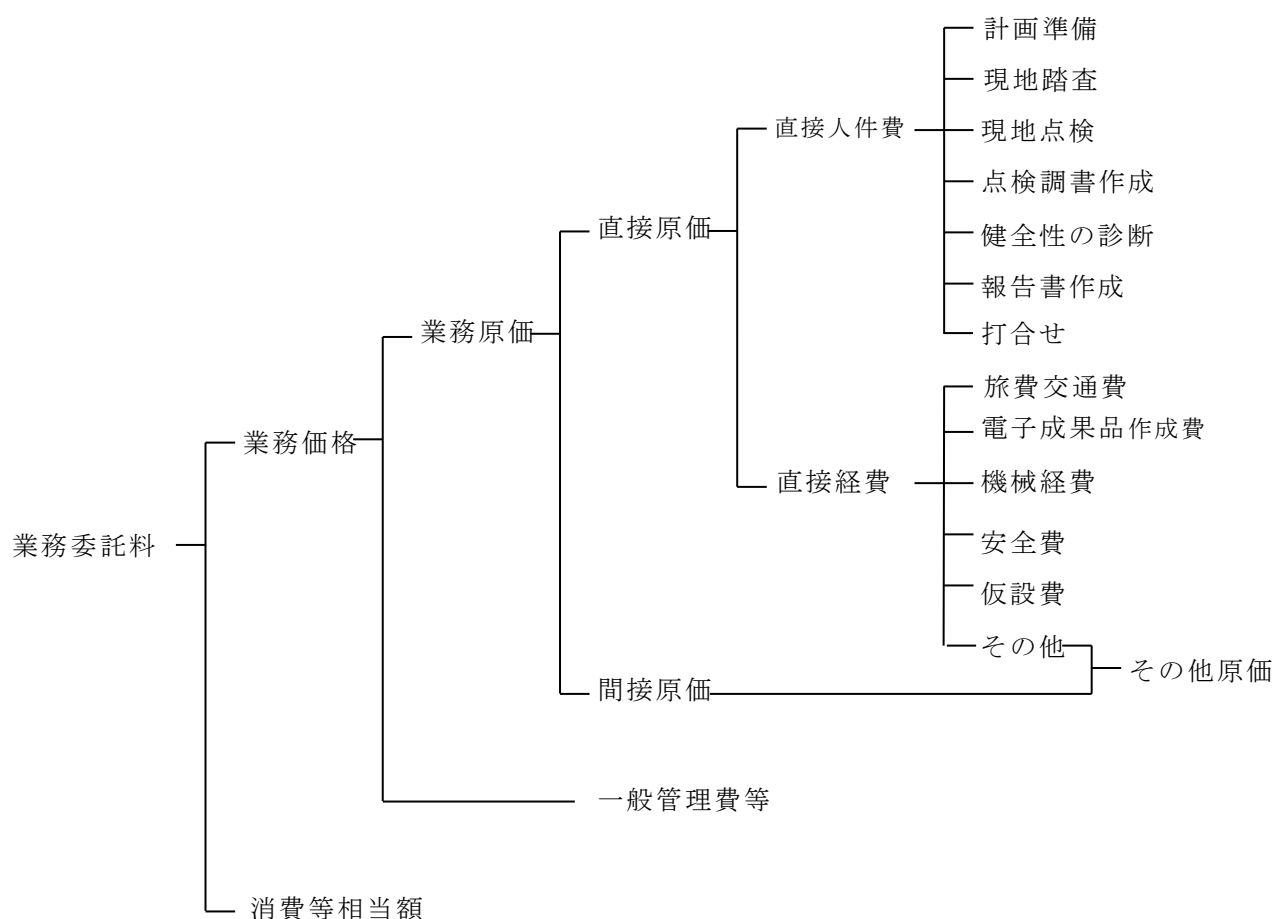
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和６年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（１）業務委託料の構成



（２）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（1）計画準備

- ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。
- イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。
- ウ 業務計画書を作成する。
- エ 関係機関との協議資料作成を含む。
- オ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（2）現地踏査

- ア 業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。
- イ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（3）現地点検

- ア 定期点検は、橋梁点検員1名、点検補助員2名で行うことを基本とする。
- イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

- また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の作成を行う。
- エ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

- ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- イ 損傷図
- ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

- ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。
- イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備

(10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		0.25		0.30	

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	0.50				0.50

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地点検	2.50				5.00

(注) 現地点検は、上下部工一体で算出するものとし、作業条件による補正は、原則実施しないものとする。ただし、現場状況によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			0.50	3.00	3.00

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	0.50		0.50		1.50

(6) 報告書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.30		0.50

(7) 打合せ (1回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打 合 せ	着手時	0.50		0.50		
	中間		0.50	0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転 1 h 燃料消費量×T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転 1 h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1 日当たりの運転時間は、5 時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転 1 h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114(kW)

運転 1 h 燃料消費率 : 0.040(L/kW・h)

$114(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6(\text{L/h})$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、定期点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、

交通誘導員の費用とする。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

地域区分については、基準書「第1編 第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

- (2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

橋梁定期点検業務積算基準（レベル2点検・橋長5m程度・初回）

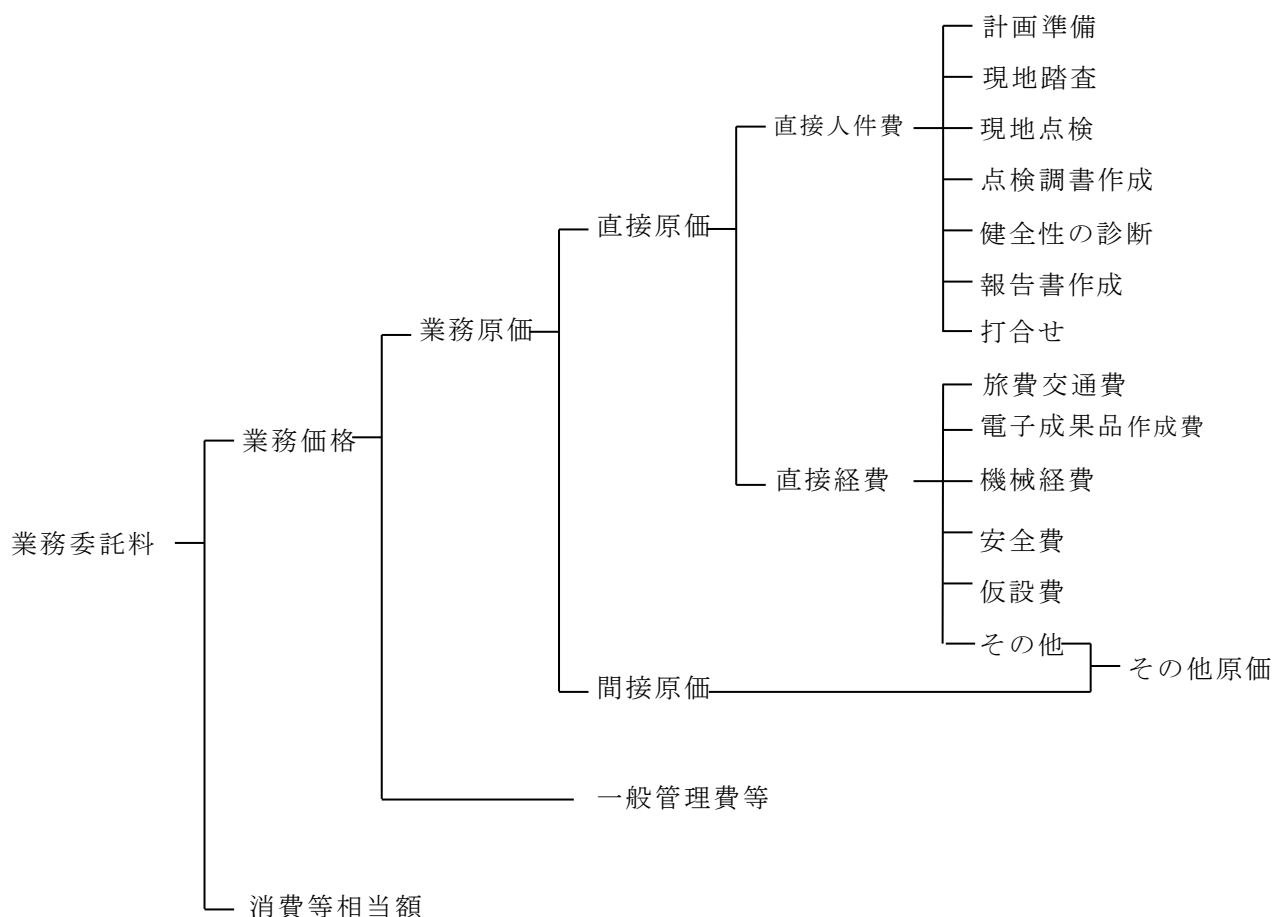
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和6年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（1）計画準備

ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。

イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。

ウ 業務計画書を作成する。

エ 関係機関との協議資料作成を含む。

（2）現地踏査

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。

（3）現地点検

ア 定期点検は、橋梁点検員 1 名、点検補助員 2 名で行うことを基本とする。

イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。

ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の

作成を行う。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価

イ 損傷図

ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。

イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		0.20		0.40	

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	0.50				0.50

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地点検	2.50				2.00

(注3) 現地点検は、上下部工一体で算出するものとし、作業条件による補正は、原則実施しないものとする。ただし、現場状況によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			1.00	3.00	3.00

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	0.50				1.00

(6) 報告書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.30		0.30

(7) 打合せ (1回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打 合 せ	着手時	0.50		0.50		
	中間		0.50	0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転 1 h 燃料消費量 × T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転 1 h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1 日当たりの運転時間は、5 時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転 1 h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114(kW)

運転 1 h 燃料消費率 : 0.040(L/kW・h)

$114(\text{kW}) \times 0.040(\text{L/kW} \cdot \text{h}) = 4.56 \div 4.6(\text{L/h})$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、定期点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

地域区分については、基準書「第1編 第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

(2)(1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

橋梁定期点検業務積算基準（レベル2点検・橋長5m程度・2回目以降）

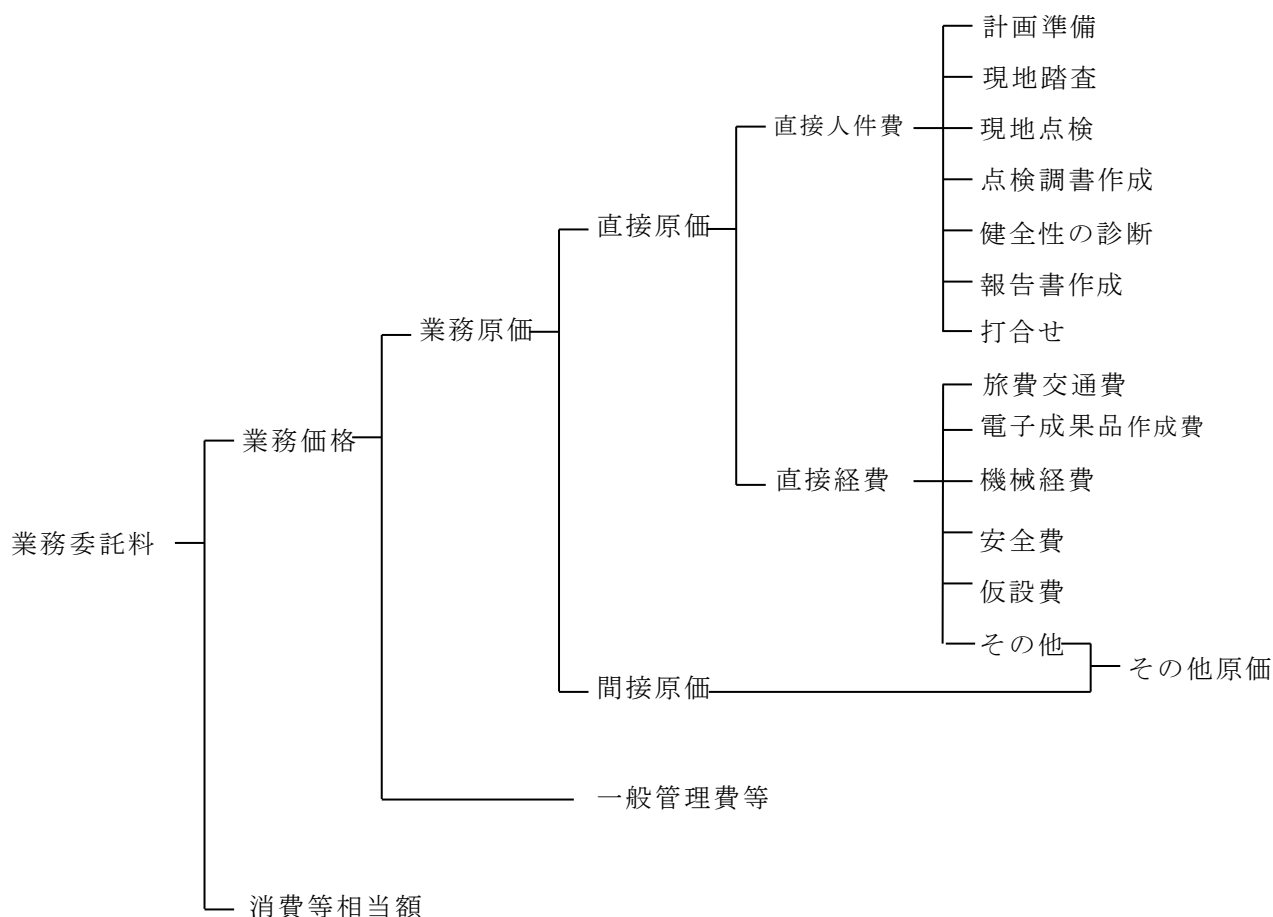
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和6年10月改定）」に基づき実施する橋梁定期点検業務に適用する。ただし、構造が特殊な橋梁（アーチ橋、トラス橋、吊橋、箱桁橋等）は、対象としない。

なお、本積算基準に記載のない事項については、「設計業務等積算基準書 富山県土木部（以下「基準書」という。）」によるものとする。

2 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

ア 直接原価

（ア）直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する者の人件費とする。

（イ）直接経費（積上計上分）

直接経費は、業務処理に必要な経費とする。

直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。

- a 旅費交通費
- b 電子成果品作成費
- c 機械経費
- d 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

- e 仮設費

点検用足場が単独で必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。

（ウ）直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。

イ 間接原価

間接原価は、基準書による。

ウ 一般管理費等

一般管理費等は、基準書による。

3 業務委託料の積算

基準書に準ずる。

4 業務内容

（1）計画準備

- ア 業務を実施するにあたり必要となる既存資料の収集を行う。
- イ 富山県橋梁維持管理システム（以下「システム」という。）から点検対象橋梁の調書を出力する。
- ウ 業務計画書を作成する。
- エ 関係機関との協議資料作成を含む。
- オ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（2）現地踏査

- ア 業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、橋梁の立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について、現場の概況の調査記録（写真撮影含む）を行う。
- イ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

（3）現地点検

- ア 定期点検は、橋梁点検員1名、点検補助員2名で行うことを基本とする。
- イ 必要に応じて、梯子、点検用足場、高所作業車及び橋梁点検車等を用いて、全部材の近接目視点検を行う。

- また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
- ウ 損傷の状況、程度、位置等が把握できるように写真撮影及び損傷図の作成を行う。
- エ 既存の定期点検の記録等を活用して実施する。

(4) 点検調書作成

現地点検の結果を整理し、次の事項をシステムに入力する。

- ア 工種・部材・材料ごとの損傷程度の評価
- イ 損傷図
- ウ 損傷写真

(5) 健全性の診断

- ア 「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」(平成26年国土交通省告示第426号)の定義に従い「健全性の診断の区分」いずれに該当するか、判定する。
- イ システムに所見を入力する。

(6) 報告書作成

点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

(7) 打合せ

打合せ(対面)は、以下のとおりとする。

ア 業務着手時

業務計画書等をもとに、調査方法、内容等を確認するとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

イ 中間打合せ

現地踏査結果に基づき作成する点検業務に関する作業計画書作成時及び健全性診断時の2回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。

ウ 成果品納入時

成果品のとりまとめが完了した時点で実施する。

5 標準歩掛

(1) 計画準備

(10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
計画準備		0.20		0.30	

(2) 現地踏査 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地踏査	0.60			0.60	

(注) 橋梁間の移動時間を含む。

(3) 現地点検 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
現地点検			2.50		2.50

(注) 現地点検は、上下部工一体で算出するものとし、作業条件による補正は、原則実施しないものとする。ただし、現場状況によりこれによりがたい場合は、別途考慮する。

(4) 点検調書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
点検調書作成			0.50	3.00	3.00

(5) 健全性の診断 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
健全性の診断	0.50				1.50

(6) 報告書作成 (10橋当たり)

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
報告書作成			0.30		0.30

(7) 打合せ (1回当たり)

		主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
打合せ	着手時	0.50		0.50		
	中間		0.50	0.50		
	成果品納入時	0.50		0.50		

6 旅費交通費

旅費交通費は、基準書によるものとし「旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務)」を原則適用する。

7 電子成果品作成費

電子成果品作成費は、基準書によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

8 機械経費

定期点検において、高所作業車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。

高所作業車・橋梁点検車運転経費

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手	一般又は特殊	人				
燃料費	(軽油)	L				運転 1 h 燃料消費量×T T: 運転日当たり運転時間
機械損料	橋梁点検車・ 高所作業車	h				運転 1 h 当たり換算値
諸雑費		式	1			端数処理
計						

(注) 運転手の職種については、高所作業車規格「作業床高 10m 以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業 10m 以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合は一般運転手を計上する。

機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。

1 日当たりの運転時間は、5 時間を標準とする。

橋梁点検車 BT-200 の運転 1 h 燃料消費量の算出方法は、以下のとおりとする。

キャリア最大出力 : 114 (kW)

運転 1 h 燃料消費率 : 0.040 (L/kW・h)

$114 \text{ (kW)} \times 0.040 \text{ (L/kW} \cdot \text{h)} = 4.56 \div 4.6 \text{ (L/h)}$

9 安全費の積算

安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の (1) 又は (2) により算定した額とする。

なお、安全対策上必要となる経費とは、主に定期点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。

ア 保安施設

「道路工事保安施設設置基準 (案)」によるものとし、定期点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。

イ 交通誘導員

点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、

交通誘導員の費用とする。

- (1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、かつ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。

$$(\text{安全費}) = (\text{点検業務全体の直接人件費}) \times (\text{安全費率})$$

安全費率

	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他
主として現道上	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%

(注) 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位を四捨五入)まで算出する。

地域区分については、基準書「第1編 第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分」を参考とする。

点検箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。

- (2) (1) によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。